

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南越前町長 岩倉 光弘

市町村名 (市町村コード)	南越前町 (18404)	
地域名 (地域内農業集落名)	東谷・清水 (東谷、清水)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻、そばを中心に作付けしている。
獣害の被害がある。ワイヤーメッシュなど獣害対策はしているが、隣接集落が獣害対策の柵をしていないため獣が入ってくる。また、地権者の同意が得られない箇所があり獣害対策が不完全である。
地盤が緩く、耕作ができない圃場があり、基盤整備が必要。
条件の悪い農地の地代の見直しと地権者の理解が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、そば等を中心に作付けし、離農者など耕作できなくなった場合は、農地中間管理機構を活用して、担い手に集積集約を進めていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作条件の悪い区域については、保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の所有者の理解と所有者に説明する機会があれば、農地中間管理機構を介して担い手に集積・集約の理解を深めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の意向を踏まえながら進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地域のニーズを踏まえながら検討し取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業経営を継承していけるよう、町、県、JAなど関係機関と連携し農業技術などの維持を目標に農業者育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
希望があれば、草刈り作業等の農作業委託をシルバー人材センター等を活用し実施。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

<p>【選択した上記の取組方針】</p>
